

## 保税蔵置場許可の承継の承認について

標記のことについて、関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告します。

### 記

#### 1. 承継後の法人の名称及び住所

ENEOS株式会社（法人番号：4010001133876）  
東京都千代田区大手町一丁目1番2号

#### 2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）

EMGルブリカンツ合同会社 鶴見潤滑油工場 保税蔵置場  
神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目1番5  
(管轄：大黒埠頭出張所)

#### 3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

EMGルブリカンツ合同会社（法人番号：8010403015801）  
神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目1番1号

#### 4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

ENEOS株式会社 横浜鶴見ルブパーク 保税蔵置場  
神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目1番5

#### 5. 承継された許可期間

自 令和 8年 1月 1日  
至 令和 8年 4月 30日

令和7年12月5日

横浜税関長 内野 洋次郎